

函 病 管 庶

令和7年（2025年）9月1日

民生常任委員会委員 各位

病 院 局 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

配付資料　函館恵山病院職員による不適切な事務処理等について

(病院局管理部庶務課 43-2000)

函館恵山病院職員による不適切な事務処理等について

1 事業の概要

令和7年4月に市立函館恵山病院において、診療報酬請求に必要なリハビリテーション処方箋への病名等の記載を、職員が医師の了承を得ずに加筆していたことが発覚した。

その後の調査により、当該職員が令和4年4月から令和7年3月にわたり、リハビリテーション実施計画書の患者署名を患者に無断で代筆していたこと、再入院した患者のリハビリテーション処方箋発行を医師に依頼せず、リハビリを実施していたこと、毎月実施が必要なりハビリの評価を初回しか行っていなかつたことが判明した。

これらの行為がリハビリに係る診療報酬の算定要件を満たしていないため、診療報酬の返還が必要となったものである。

また、令和7年3月10日には、当該職員が外来患者1名に対して、過去に自分以外の職員からのリハビリを希望したことを理由に、リハビリの実施を拒否し、帰宅させていたことが判明したものである。

2 本事案への対応

(1) 算定要件を満たしていない診療報酬について

現在恵山病院において、診療報酬および患者一部負担金の返還手続きを進めている。

- ・ 診療報酬返還額 72名分 4,075,647円
- ・ 患者一部負担金返還額 11名分 20,550円

(2) 職員の処分

ア 該当職員の所属等

市立函館恵山病院・一般職 年代50代

イ 処分の内容

- (ア) 処分年月日および処分説明書交付年月日 令和7年9月1日
- (イ) 根拠法令 地方公務員法第29条第1項
- (ウ) 処分の種類 停職6月

ウ 処分の理由

当該職員が患者または家族の同意なくリハビリテーション実施計画書の署名欄に代筆するなど、業務の遂行にあたり著しく不適切な処理をしたほか、患者への不適切な対応により、患者に不利益を与え病院の秩序を乱したほか、公務に対する市民の信用を失墜させたことから、地方公務員法第29条第1項の規定により処分するものである。

エ 関連処分

病院局所属の管理職1人を管理監督者としての指導監督不適正により戒告とする。